

よくある質問!①

夫に所得があり、妻がパートで働く場合、妻の税金はどうなるの？

妻に扶養控除や社会保険料控除等の所得控除が全くない場合の例です。妻が誰かを扶養していたり、支払った社会保険料等がある場合、妻の住民税・所得税の課税・非課税は変わってきます。

例1 パート収入が100万円の場合、妻に住民税がかかりますが、所得税はかかりません。また夫は配偶者控除が受けられますので、所得税で38万円・住民税で33万円が所得金額から控除されます。

例2 パート収入が130万円の場合、妻に住民税と所得税がかかります。また、夫は配偶者控除は受けられませんが、11万円の配偶者特別控除を受けることができます。

●妻に扶養家族や社会保険料等の支払いがないと仮定した場合

○:受けられる ×:受けられない

妻の 収入額	妻の 市・道民税	妻の 所得税	夫の 配偶者控除	夫の配偶者 特別控除
93万円以下	かかる	かかる	○	×
93万円超～ 103万円以下	かかる	かかる	○	×
103万円超～ 141万円未満	かかる	かかる	×	○
141万円以上	かかる	かかる	×	×

※夫が受けられる配偶者特別控除の額は、妻の収入が多いほど段階的に小さくなっています。

※平成16年分の所得税・平成17年度の住民税から、妻の収入が103万円以下の場合は配偶者控除と配偶者特別控除の両方を受けることはできなくなっています。

よくある質問!②

もしも申告をしなかったら？

申告書は市役所
税務課・申告会場でも
用意しています

扶養控除などのさまざまな控除が受けられずに税金を納めすぎる結果となったり、申告期限・納期限を過ぎてしまうと延滞税や加算税が課せられる場合があります。また、申告内容は、国民健康保険税、介護保険料、保育所の保育料などの算定にも影響してきます。申告をしないでいると、所得がない方や少ない方の各種の軽減措置が受けられなくなったり、保険料等が高く課されてしまうこともあります。そのほか、各種手続きに必要な所得証明や非課税の証明などが発行できない場合もあります。

確定申告・住民税申告には次のものが必要です。

- 印鑑（認め印で可・スタンプ印は不可）
- 源泉徴収票等収入を証明するもの（コピーは不可）
- 生命保険・損害保険料控除証明書
- 社会保険料等の領収書・証明書
- 預金口座が分かるもの（還付のある方）
- 障害者手帳等または認定書（本人または配偶者や扶養親族が障がいの認定を受けている方）
- 医療費控除に関する書類（領収書など）
- 住宅取得控除に関する書類

お願い

市役所

- ◎税金のことでお問い合わせの際は「いつ・誰の・どのような収入・収入の金額等」を明確にしてください。
- ◎窓口に直接来られるときは、収入を証明するもの（源泉徴収票、報酬・一時所得・雑所得の支払調書等）や控除の証明書等、申告に必要な書類もできるだけ持参してください。

税務署

- ◎納税には安全・便利な振替納税をご利用ください（振替納税のご利用には、税務署に用意してある「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください）。
- ◎申告書は、前年の「確定申告書の控」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。
- ◎申告書は国税庁HP <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。作成した申告書は郵送で提出できます。
- ◎税務署にお越しの際は公共の交通機関をご利用ください。

札幌北税務署

〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3-1
TEL 011-707-5111 (代表)

- 何かご不明な点やご質問がある場合、隨時、市役所税務課・税務署でご相談を受けておりますので、お気軽にお問い合わせください。



平成16年度 事業の評価結果

No.	部	対象事業	総事業費 (千円)	最終評価の評点とその理由(要旨)	課長評価
1	企画財政部	NPO推進事業	3,178	D 観点別評価を総合すると、問題があると判断	B
2		男女共同参画推進事業	7,403	D 事業活動の結果、事業の成果とも一部を除いて達成率が低い	C
3		行政評価推進事業	8,148	C パブリックコメント実施が例年より遅くなってしまったことなど事業活動に反省すべき点がある	C
4	生活環境部	交通安全推進委員会補助事業	13,808	B 交通安全意識の向上により、シートベルトの着用や交通事故の防止が図られた	B
5		記念保護樹木保護事業	926	C 案内看板の設置およびエコスクールなど市民への周知を図ったが、ふれあいの面では不十分	C
6		資源回収団体奨励事業	13,029	B 市民、自治会等組織の協働により、ごみ処理経費の削減に多大に寄与	B
7	保健福祉部	敬老会交付金支給事業	9,780	D 敬老会自体は重要ではあるが、今後の高齢者福祉施策としての疑義が残っている	D
8		成人健康教育・健康相談事業	15,452	C 参加者のデータ改善やアンケートなどによる事業内容の評価から事業の目標はおおむね達成	B
9		訪問指導事業	16,603	B 介護保険対象外の方への訪問が強化されるようになり、良好に事業が推進	B
10		児童館運営事業	56,164	B こころ広場のほか開放事業も順調に定着しており、おおむね事業経過は良好と判断	B
11		はまなす保育園地域交流事業	910	C 子育て支援機能としての当該事業はH16からあり、参加者数や地域の理解がまだ低い	B
12	経済部	くるみ保育園地域交流事業	4,053	A 石狩川右岸地区の市民の愛着、地域ぐるみの子育て支援を着実に伸ばしてきていると判断	B
13	水道部	商工会議所経営改善普及事業	43,564	C 講習会等参加者数・金融斡旋件数は減少傾向だが、地元中小企業者の育成強化に貢献	C
14		水道事業PR・情報提供事務	1,680	D 事業活動の状況や事業内容の妥当性が、費用対効果に見合ったものとはなっていない	D
15	教育委員会	小学校教育用コンピュータ整備事業	24,431	D コンピュータ教室における児童1人1台のパソコンが未整備	D
16		中学校教育用コンピュータ整備事業	16,785	B OA教室の整備は終了しているが、周辺機器やLAN整備等が必要	B
17		生涯学習講座(旧コミュニティセンター講座)開催事業	4,650	B 計画に対し、一定の受講者の確保と学習意欲の方向性について確認はできている	B
18		不登校児童生徒適応指導事業	10,382	C さらに保護者、学校、関係機関と連携し、より早期の対応が必要	B
19		学校給食事業	464,392	D 学校給食費の収納率は向上したが、未納状況は解消されていない	D
20		総合学習等に関する相談・調整事務	3,071	B 内容や手法が多岐にわたる「総合的な学習の時間」等を支援する手法として適切	B

現在は、試験的に行っている事業評価。平成17年度は、16年度に実施した事業の中から20事業を選び、詳細評価を行いました。なお、平成17年10月1日から31日にかけて、一次評価（課長評価）後の中間報告に対して市民の皆さんからの意見を募集したところ、5人の方から計33件のご意見が寄せられました。この中から、幾つかのご意見を紹介します。

市民から寄せられた
事業評価への意見

No.3【行政評価推進事業】

①事業のさらなる充実を望む。(○)

No.6【資源回収団体奨励事業】

①現在の奨励金5円といいうのは他市町村と比較しても高額であり、見直しが必要。(○)

No.8【成人健康教育・健康相談事業】

①事業活動の結果において達成率が低く、評価「B」というのは疑問。(○)

No.16【中学校教育用コンピュータ整備事業】

①整備は進んでいるが、備えるだけでは無駄。(☆)

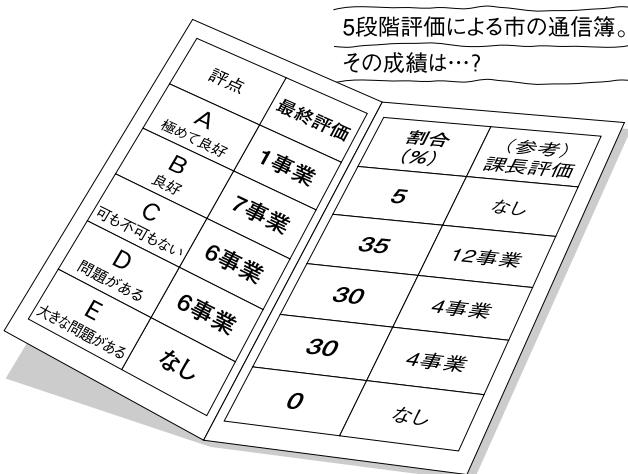
No.19【学校給食事業】

- ①未納については、給与から引き去るなど強制的に取り立てるべき。(☆)
- ②未納者の根絶指導を強化し、早期に完全回収すべき。(☆)

最終結果を今後の
事業改善に

今回の事業評価のポイントは、市役所（補助事業の場合は交付団体）の活動状況、事業の有効性・必要性、市がかかわるご意見が寄せられました。ここに掲載したのは、それらを総合した最終評価結果です。この結果を踏まえて事業内容や予算を検討し事業の改善に生かしていくきます。

検討結果の詳細は、石狩市ホームページ、市役所1階情報公開コーナー、市民図書館（本・分館）で見ることができます。



※記号の意味
 ○評価結果に反映した意見
 ☆今後の参考にする意見